

公益社団法人 北海道臨床工学技士会ニュース広告取扱規定

- 第1条 本会は、この度公益社団法人 北海道臨床工学技士会ニュースをA4版の体裁をもって発行し、会報等の会員に必要な情報を主要な内容として掲載し、それに掲載する広告はこの広告取扱規定による。
- 第2条 広告掲載申込の資格は、本会会員に限る。ただし会員以外からの広告掲載申込があった場合は、技士会ニュース編集委員会の審査により採否を決定する。
- 第3条 広告掲載料は技士会ニュース5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回発行とし、3万円とする。なお、年3回（5・7・9もしくは11・1・3の発行月）の場合は2万円とし、広告掲載に要する諸製及び版料は、すべて広告主が実費負担とする。
- 第4条 広告掲載申込は指定する期日までに別紙の申込用紙にて申込こと。なお、電話または口頭による申込は正式の申込として扱わない。
- 第5条 広告掲載の採否は技士会ニュース編集委員会により決定する。
- 第6条 広告の大きさは、タテ5センチメートル、ヨコ18センチメートルの体裁に統一する。1社1ワクを原則とし広告原稿はすべて作成済み製版とする。
- 第7条 広告掲載多数の場合は、技士会ニュース編集委員会の抽選により決定する。
- 第8条 広告の申込を受けても、その広告が技士会ニュースの権威と体裁を著しく害するものとみられる場合は、編集委員会及び準備委員会の決定により、その広告の掲載を拒否または、広告原稿の修正を求めることがある。
- 第9条 広告掲載位置は技士会ニュース編集委員会等に一任し、広告主が位置の指定をすることはできない。
- 第10条 広告掲載料金の支払いは、毎年度第1回目（5月予定）の技士会ニュース発行月及び11月発行（予定）月の月末までに支払わなければならない。

付則 本規定は、2007年5月より実施する。